

教員免許状の種類と取得方法

次の一覧で取得を希望する免許状の種類と取得方法を確認してください。

取得を希望する 免許状の種類		取得方法	放送大学や免許法 認定講習の単位の 使用の可否	根拠規定
普通免許状	幼稚園教諭	①学位の所有 ②単位の修得 により、幼稚園教諭普通免許状を取得する	不可	別表第1
		①幼稚園教員の免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、所有している幼稚園教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	可	別表第3
		①小学校教諭普通免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、幼稚園教諭二種免許状を取得する	可	別表第8
		教員資格認定試験に合格すること により、幼稚園教諭二種免許状を取得する		第16条の2
		①保育士証の所有 ②保育士等としての実務経験 ③単位の修得 により、幼稚園教諭普通免許状を取得する	可	附則第18項
	小学校教諭	①学位の所有 ②単位の修得 により、小学校教諭普通免許状を取得する	不可	別表第1
		①小学校教員の免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、所有している小学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	可	別表第3
		①幼稚園(又は中学校)教諭普通免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、小学校教諭二種免許状を取得する	可	別表第8
教員資格認定試験に合格すること により、小学校教諭二種免許状を取得する			第16条の2	

取得を希望する 免許状の種類		取得方法	放送大学や免許法 認定講習の単位の 使用の可否	根拠規定
普通免許状	中学校教諭	①学位の所有 ②単位の修得 により、中学校教諭普通免許状を取得する	不可	別表第1
		①中学校教員の免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、 所有している中学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	可	別表第3
		①中学校教諭普通免許状の所有 ②単位の修得 により、 所有している中学校教諭普通免許状の教科とは別の教科の免許状を取得する	可	別表第4
		①小学校(又は高等学校)教諭普通免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、中学校教諭二種免許状を取得する	可	別表第8
		第一級総合無線通信士等の資格の所有等 により、中学校教諭二種免許状を取得する		施行法第2条
	高等学校教諭	①学位の所有 ②単位の修得 により、高等学校教諭普通免許状を取得する	不可	別表第1
		①高等学校教員の免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、 所有している高等学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する	可	別表第3
		①高等学校教諭普通免許状の所有 ②単位の修得 により、 所有している高等学校教諭普通免許状の教科とは別の教科の免許状を取得する	可	別表第4
		①中学校教諭一種又は専修免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、 高等学校教諭一種免許状を取得する	可	別表第8
		①実習助手としての実務経験 ②単位の修得等 により、 実習教科の高等学校教諭一種免許状を取得する	可	附則第9項
第一級総合無線通信士等の資格の所有等 により、高等学校教諭一種免許状を取得する			施行法第2条	

取得を希望する免許状の種類		取得方法	放送大学や免許法認定講習の単位の使用の可否	根拠規定
普通免許状	特別支援学校教諭	①幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状の所有 ②単位の修得 により、特別支援学校教諭普通免許状を取得する	不可	別表第1
		①幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状の所有 ②教員としての実務経験 ③単位の修得 により、特別支援学校教諭普通免許状を取得する	可	別表第7
		教員資格認定試験に合格すること により、特別支援学校自立活動教諭一種免許状を取得する	/	第16条の2
		単位の修得により、所有している特別支援学校教諭普通免許状に新教育領域を追加する	不可	第5条の2第3項
		①教員としての実務経験 ②単位の修得 により、所有している特別支援学校教諭普通免許状に新教育領域を追加する	可	第5条の2第3項 (教育職員検定)
	養護教諭	①学位の所有 ②単位の修得 又は ①保健師免許の所有等 により、養護教諭普通免許状を取得する	不可 ※一部可(要確認)	別表第2
		①養護教諭免許状の所有 ②養護教諭としての実務経験 ③単位の修得により、所有している養護教諭免許状の上位の普通免許状を取得する	可	別表第6
	栄養教諭	①学位の所有 ②栄養士(管理栄養士)の免許の所有 ③単位の修得 により、栄養教諭普通免許状を取得する	不可	別表第2の2
		①栄養教諭普通免許状の所有 ②栄養教諭としての実務経験 ③単位の修得 により、所有している栄養教諭普通免許状の上位の免許状を取得する	可	別表第6の2
		①栄養士(管理栄養士)の免許の所有 ②学校栄養職員としての実務経験 ③単位の修得 により、栄養教諭普通免許状を取得する	可	附則第17項
臨時免許状	学校長の申請等により、臨時免許状を取得する	/	第5条第6項	